

令和6年度 美しい“ふじのくに”インフラビジョン推進会議

日時 令和7年1月31日（金）10時00分～12時00分

場所 静岡県庁 別館8階第1会議室A・B

次 第

1 開会

2 議事

- ・令和6年度の実績評価について
- ・インフラビジョンの改定（骨子案）について

3 閉会

<配布資料>

- ・次第、名簿、座席表
- ・資料1 令和6年度の実績評価
- ・資料2 インフラビジョンの改定（骨子案）

<参考資料>

- ・参考資料 美しい“ふじのくに”インフラビジョン推進会議設置要綱

美しい“ふじのくに” インフラビジョン推進会議 委員

(五十音順、敬称略)

氏 名	役 職	専門分野	出欠
うつみ さわ こ 内海 佐和子	県立大学法人静岡県立大学 経営情報学部 教授	都市計画	○
ごみ きょうこ 五味 響子	しずおか流域ネットワーク 副会長	環境保全	
しもかわ すみ お 下川 澄雄	日本大学 理工学部 教授	交通工学	○
はらだ けんじ 原田 賢治	国立大学法人静岡大学 防災総合センター 准教授	津波防災工学 海岸工学	○
ひづめ かずゆき※ 日詰 一幸	国立大学法人静岡大学 学長	行政学	○
ひらい かずゆき 平井 一之	一般社団法人静岡県環境資源協会 会長	環境経営 省エネルギー	○
やまうち ひでひこ 山内 秀彦	特定非営利活動法人 地域づくりサポートネット 代表理事	地域づくり	○
かわしま やすあき 川島 康明	一般財団法人静岡経済研究所 理事 研究部長	地域経済・産業 企業防災	○

※ 委員長

・任期 令和5年6月1日 ～ 令和7年5月31日

美しい“ふじのくに”インフラビジョン推進会議 委員

部局名	役職名	出欠
くらし・環境部 建築住宅局	公営住宅課長	◎
スポーツ・文化観光部 空港振興局	空港管理課長	◎
経済産業部 農地局	農地計画課長	△
経済産業部 森林・林業局	森林計画課長	○
交通基盤部 政策管理局	経理課長	○
交通基盤部 政策管理局	建設政策課長	○
交通基盤部 建設経済局	建設業課長	○
交通基盤部 建設経済局	技術調査課長	○
交通基盤部 建築管理局	建築企画課長	○
交通基盤部 道路局	道路企画課長	◎
交通基盤部 河川砂防局	河川企画課長	◎
交通基盤部 港湾局	港湾企画課長	○
交通基盤部 都市局	都市計画課長	◎

(◎：随行あり ○：随行無し △：代理出席)

美しい“ふじのくに”インフラビジョン推進会議設置要綱

(設置目的)

第1条 静岡県総合計画の実現に向け、県民の生命・財産を守り、暮らしや産業を支える社会資本に関する施策・事業の方向性や成果を県民にわかりやすく示すとともに、社会資本に関する施策を効果的、効率的に実施していくため、「美しい“ふじのくに”インフラビジョン推進会議」(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 美しい“ふじのくに”インフラビジョンの策定及び推進に関すること。
- (2) 美しい“ふじのくに”インフラビジョンのフォローアップ及び評価に関すること。
- (3) その他、上記の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 会議は委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員は民間委員及び別表1に掲げる行政委員をもって組織する。
- 3 会議の民間委員は交通基盤部長が委嘱する。
- 4 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 5 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は委員長が招集し、これを主宰する。

- 2 会議は、民間委員及び行政委員の双方の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長が必要と認める時は、委員以外の者に出席を求めることができる。

(任期)

第5条 民間委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 民間委員は、再任することができる。

(作業部会)

第6条 会議の円滑な運営のため、作業部会を置く。

- 2 作業部会は、部会長及び部会員をもって構成する。
- 3 部会長は交通基盤部政策管理局建設政策課企画班長をもって充てる。
- 4 部会員は会議の行政委員の属する課員をもって充てる。ただし、部会長が必要と認める時は、部会員以外の者に出席を求めることができる。
- 5 作業部会は部会長が招集し、これを主宰する。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、静岡県交通基盤部政策管理局建設政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

- 1 この要綱は、平成25年1月29日から施行する。
- 2 静岡県社会資本整備重点計画策定委員会設置要綱（平成15年11月14日制定）は廃止する。

附則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成28年4月22日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成29年6月26日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成31年1月4日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和2年2月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和3年5月17日から施行する。

別表1（第3条関係） 美しい“ふじのくに”インフラビジョン推進会議 委員
 (行政委員)

部局名	役職名	摘 要
くらし・環境部 建築住宅局	公営住宅課長	
文化・観光部 空港振興局	空港管理課長	
経済産業部 農地局	農地計画課長	
経済産業部 森林・林業局	森林計画課長	
交通基盤部 政策管理局	経理課長	
交通基盤部 政策管理局	建設政策課長	
交通基盤部 建設経済局	建設業課長	
交通基盤部 建設経済局	技術調査課長	
交通基盤部 建築管理局	建築企画課長	
交通基盤部 道路局	道路企画課長	
交通基盤部 河川砂防局	河川企画課長	
交通基盤部 港湾局	港湾企画課長	
交通基盤部 都市局	都市計画課長	